

議案議第 3 号

鹿児島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定の
件

鹿児島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 3 月提出

鹿児島県議会議会運営委員長 瀬戸口三郎

鹿児島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和４年鹿児島県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第２条第10項中「以下」を「第12条第５項において」に，「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第12条第５項中「及び第29条」を削り，同項の表第38条第１項第１号の項中「第２条第９項」を「第２条第10項」に改める。

第17条第１項各号列記以外の部分中「以下」を「第３項において」に改め，同条第２項第１号ア中「又は報酬，福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に，「その他」を「又は」に改める。

第18条第１項中「議会の保有する」を削り，同条第２項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第31条第２項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第３項中「この章において」を削る。

第38条第１項中「この章において」を削り，同条第２項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第３項中「この章において」を削る。

第47条中「第４章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

１ この条例は，次の各号に掲げる区分に応じ，それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第２条第10項の改正規定（「以下」を「第12条第５項において」に改める部分に限る。），第12条第５項の改正規定（「及び第29条」を削る部分に限る。）並びに第17条第１項各号列記以外の部分及び第２項第１号ア，第18条第１項及び第２項，第31条第２項，第32条第３項，第38条第１項及び第２項，第39条第３項，第47条並びに第48条の改正規定 公布の日
- (2) 第２条第10項の改正規定（「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める部分に限る。）及び第12条第５項の改正規定（同項の表第38条第１項第１号の項中「第２条第９項」を「第２条第10項」に改める部分に限る。） 令和７年４月１日
- (3) 第53条から第55条までの改正規定及び次項の規定 令和７年６月１日

２ 前項第３号に掲げる改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については，なお従前の例による。

（提案理由）

議会における個人情報の適切な取扱いに関し，刑法への拘禁刑の創設やマイナンバー法改正等に対応するため，所要の改正をしようとするものである。